

批評・紹介

Ann K.S. Lambton

*Continuity and Change
in Medieval Persia*

稲葉 稷

一三世紀のモンゴル人によるペルシア征服は、七世紀のアラブ・ムスリムによる征服以後ペルシアが経験した最も重大で、おそらくは激しい事件の一つであったといえよう。一般にモンゴルは既存の秩序の破壊者と考えられてきた。しかしながら彼らが破壊したとされる既存の秩序とはいったい何だったのか。彼ら自身が持ち込んだシステムは既存のものとのように違っていたのか。このシンブルにして極めて重要な問いに答えるべく、これまでにも個々の分野で様々な試行がなされてきた。

ここで紹介する『中世ペルシアにおける継続と変化』は、その魅力的な題名にもあらわされているとおり、モンゴルの征服という一大事件によってペルシア社会の様々なアスペクトにおいて何が変化し何が継続されたかを検討することにより、そのような問いに一つの解答を與えようとするものである。本書の著者ロンドン大学名譽教授アン・K・S・ラムトン氏についてはここであらためて言を費やして紹介するまでもないと思うが、既に古典と呼び得る『ペルシアの地主と農民』をはじめ主にセルジューク朝支配期のイランの

政治、経済、社会、思想に関する廣範かつ深甚な研究をもって知られる、ペルシア中世史の世界的權威である。近年はモンゴル支配期に關しても研究を進めており、一一一四世紀、すなわちモンゴルの征服の前後の時代を包括的に扱い得るという意味では、このようなテーマに最もふさわしい著者であるといえよう。評者もブレ・モンゴル時代のペルシアに關心を持つ者として多大な期待を胸に抱きながら本書をひもといた。

以下、本書の内容を順をおって紹介していくが、本書が基本的に極めて多岐にわたる事柄についての網羅的な敘述を特徴としていることから以下の紹介も内容の羅列に傾きがちであると思われる。また紙幅の關係から原書に挙げられている豊富なケース・スタディーに言及する餘裕がない。この二つをあらかじめお断りし、ご容赦を願っておく。

序文によれば、本書は一九八一年一〇月、コロンビア大学イラン學研究講座においておこなわれた、ラムトン氏による五回の講義をもとに書かれたものである。

ついでイントロダクションとして時代背景の概略が語られる。アラブ・ムスリムによるペルシア征服から説きおこし、九世紀以降トルコ人がイスラーム世界に現れる経緯、一一世紀のトルコ人の部族單位の大移動とその結果としてのセルジューク朝の成立と變化、同朝治下でのトルクマン、グズの動向、モンゴル侵入の経緯、イル・ハン國以後、がほぼ順を追って述べられている。ただし概略とは言いがらここでもいくつかの興味深い指摘がなされている。たとえば、Türkmanという言葉が一一世紀までは西南トルコ人、オグズ、キプチャクに對して用いられ、一方Türkの方はより東のカ

ルルクに對して用いられている(四頁)、あるいは、モンゴルの侵入が他のそれと異なるのは彼らの軍の數と軍隊組織においてである(一五頁)、等である。またセルジューク期、モンゴル期に共通することがらとして、社會における遊牧と定住、軍事と非軍事、トルコ(モンゴル)とタジク(非トルコ、非モンゴル)の區分の成立を指摘する。ただ著者自身認めているとおり、特にモンゴル治下におけるモンゴルとトルコ(あるいはトルクマン)の關係ははつきりしない。イル・ハン國滅亡後に現れたトルクマン諸王朝の存在を考えると、イル・ハン國時代に彼らがどのような存在であったのか、あるいはどのような存在として認識されていたのが今後より一層検討される必要がある。

第一章は「ワズィール職」と題されている。國家における行政機構、官僚機構に關する検討である。本章ではセルジューク時代とモンゴル時代のワズィールの特徴として以下のことがまとめられている。すなわち、セルジューク時代のワズィールは同朝の四つの主要ディーワーン(*diwān al-inshā' wal-iughra*／外交關係、*diwān al-zimām wal-istifā'*／財務、稅業務、*diwān ishraf al-mamalik*／おそらく監察業務、*diwān al-'ard*／軍務)の頂點に立ち統括する者として捉えられている。彼はスルタンにより國家の財政基盤の安定を第一に期待され、軍や宮廷の保持、官僚への給與支拂、宗教關係者への年金支拂等の業務を司った。ただしその存在は、ディーワーン制度の頂點に立つ官吏にして同時に個人としてスルタンに仕える宮廷(*dargah*)のメンバーでもあるという大きな特徴を持つと指摘し、權限が強かった反面で責任も大きく地位もそれだけ不安

定であるというリスクも負ったとされている。一方イル・ハン國初期にはワズィールは單に支配者とその側近達に資金を提供するのみで、その使用に關してはほとんど權限がなくなる。また國家の安全も彼の管轄外となる。宗教面や外交面でもその重要性は明らかに減じた。しかし時とともに(おそらくはイル・ハン國がベルシア・イスラーム的統治様式を取り入れるに従つて)複數ワズィール制がとられたりして以前と全く同じというわけではなかったが、ワズィールはその權限を舊に復していった、とまとめられている。

ここで評者には二つの疑問が生じた。モンゴル侵入時にワズィールの權限が一時的に縮小されそれが徐々に回復していった、というのは要するに當初、モンゴル人たちが持ち込んできたシステムの中に、ベルシア・イスラーム的支配傳統の中での官僚のトップとしてのワズィールが位置する場所がなかったというふうに捉えることも可能なのではなからうか。たとえばモンゴルの軍事システムのゆえに *diwān al-'ard* が消え去った(五七頁)と著者自身も指摘している。そうだとするとワズィール職自体は潜在的には同じ職としてあり續けた、あるいはあり續けると考えられていて、支配者の側の用い方が變化したのだともいへはしまいか。制度史を考えると常につきまとう、制度が問題なのかそれが果たす機能が問題なのかという疑問がここにも現れているように評者には思われるのだが。

第二點はやや本筋を離れるのだが、冒頭著者はそれらの機構の構成要素に關するバルトリドの二分法(*dyotomy*)、*「ダルガーフ(宮廷)」*と*「ディーワーン(官廳)」*、あるいは*「劍の人」*と*「筆の人」*を引用し、しかしながらこれらの區分はあまり明確に考える必要はなく、中世イスラーム世界においては權力の本質はパーソナルな

のであり、そのような区分は時に應じて外されうる、と述べる。ここで「劍の人」と「筆の人」の二分法はいいとしても、「ダルガーフ」と「ディーワーン」は果たして對置しうるのかどうか。ラムトンはこの二分法をあまり嚴格に考えない方がよいとはしながら、基本的にはこの二分法を受け入れているように見える。しかし、評者の知る限りでも、前者が後者を含む意味で用いられているように思われる用例も史料に見られ、これを前提としてそう簡単に受け入れるわけにはいかないように思われる。特に「ダルガーフ」についてはそれがいったい何を表すのか、はつきりとした定義は未だなされていない。「權力の行使される場」としての「ダルガーフ」の役割に關する一層の研究が必要と考えられる。

第二章は「法と法行政」と題されている。ここで問題にされるのはシャリーアと慣習法の存在の仕方と、その施行のシステムについてである。セルジューク朝時代、シャリーアはカーディーの法廷で司られ、その一方で君主の主宰するマザリーム法廷が慣習法（*عرف*）による裁可のチャンネルとして存在した。そしてこの二つが微妙なバランスを保ちながら、あるいは互いに關係しあいながら並存していたと言う。ただしカーディー自體はスルタンに任命される者であり、その意味では彼らも行政機構の中に組み込まれつつあった。特にセルジューク朝時代尖鋭化したスンニーとシーイー、イスマリーリーの對立は政府が司法を管轄下におかねばならぬというニーズを増大させた。一方モンゴル侵入後は彼らが持ち込んできた自分達の法「ヤサ」が法行政の中に加わることとなる。法廷としてもヤサに基づく *yaghu* 法廷が機能するようになり、モンゴル人アミー

ル達は同法廷の裁定に従った。他方シャリーアの法廷の方は至高の法廷としての地位は失ったものの、政府によって任命されたカーディーのもとで存続しており、モンゴル人たちもムスリムに對しモンゴルの法規範を強制しようとはしなかったと言う。しかしガザン・ハンのイスラームへの改宗に伴いイル・ハン國全體においてイスラーム法行政の再建がはかられる。カーディーの地位はセルジューク時代にも増して強化されたと述べられる。もちろんガザンの改革は決して帝國全土において徹底されたわけではなかったが、モンゴル人のペルシア的なものへの同化に伴い、彼らの慣習法も復活したマザリーム法廷に徐々に同化していったとされる。結局ここでもガザン以前のモンゴル支配期というものが一種の斷絶期と見なされ、ガザン以後基本的には法も法行政も新たな要素を加えながらも舊に復する傾向にあったと述べられている。

第三章は「イクタア」である。もちろんセルジューク朝時代のイクタア制については著者ラムトン氏が最も得意とする分野である。イクタア制の成立過程、軍事イクタアと行政イクタアの區分、ニザーム・アルムルクのイクタア再編、セルジューク朝後期からホラズムシャー時代にかけての二つのイクタアの同化とそれにもなる權力の地方化等、ここでも氏の從來からの見解にはぼそって説明がなされているので、今ここでいちいちそれを繰り返すことはすまい。しかし氏の説に關してはすでに佐藤次高氏により疑問が投げかけられている。佐藤氏は特に行政イクタアと軍事イクタアの統合の意味を問い、「ニザーム・アルムルクの改革」¹⁾、行政イクタアの實態を再考するべきだとされる。少なくとも讀者は佐藤氏の著書をも参照

しながらこの部分を讀むべきであらう。ラムトン氏はついでモンゴル時代のイクタアに筆を進める。ガザン・ハン以前のイル・ハン國ではイクタアの名稱を用いた土地授與は行われていなかった。征服後カラコルム以東との連絡が途絶え、また彼ら自身もベルシアの地に領域國家を所有することとなると、當初の遊牧部族を單位とする軍事體制は不適當なものとなり、國境を守る俸給制の守備軍が必要となつてきた。また個々のモンゴル部族の収入は戰爭の際の略奪品や祝宴の際の下賜であつたが、もちろんそれらは非恆久的なものであり、また彼らを支えるべき被征服地であるベルシアの地も農民の逃散や土地の荒廢によりその經濟力を大きくそがれていた。時が経つにつれてモンゴル軍人たちは窮乏していった。ガザン・ハンはこの狀態を救うべくいくつかの改革を行つたのである。最初にガザンは各軍への糧食のための爲替手形を各地方に對して振り出した。しかしこれは中間に立つ人々の怠慢と不正により失敗した。次いで彼はかつてのイクタア制度をすこし修正した形で復活させることとした。これにより軍人達は住居、配下、家畜を所有することが可能になりエクストラの馬の飼育もできるようになった。一方國庫の方は軍に支拂う俸給の心配から解放された。このガザンのイクタア制施行とそれに關する敕令の内容に關してはすでに本田實信氏の詳細な研究があるが、ラムトン氏がここで述べるイル・ハン國時代のイクタア制についての説明は大筋において本田氏の實證的な研究と合致するものである。イクタアとして授與された地域がおそらくはイル・ハンの冬營地、夏營地間の移動經路に沿つて多く存在したであらうという點でも兩者は一致している。ただしラムトン氏はこのガザンの改革が實際にはどれほど徹底して行われたかは疑問であると

の但し書きをもつてゐる。

第四章「不動産とその管理」、第五章「農業と灌漑」はモンゴル侵入を挟んだ時期に土地一般の所有形態、その土地によつて生計を立てる地主と農民の狀況がどのように變化し、あるいは變化しなかつたのかを述べる。まずセルジューク朝時代の土地私有の概觀が述べられる。地主として存在したのはいわゆるディフカーン、イクタア所有者であるアミールや官吏、宗教關係者であり、彼らはまことに住みながらむらむらに土地を所有し代理人を任じて管理させた。農民たちはむら單位で耕作したが、法的政治的にはまことに從屬していた。收穫物は國への税金をおさめた後地主と農民の間で分配された。基本的に政府は地主に肩入れしがちであり、農民は厳しい收奪や身の危険から逃れるためしばしば逃散した。總體的に言つてこの時代の土地保有の特徴は所有權の不安定さであつた。中央政府が弱體化するにもなつて様々なレヴェルでの土地の強奪が一般化したという。既に所有者のいる土地に對して新たな證書が提出される例も多かつた。そのような狀況下、ワズィールや高級官吏は保有している土地を子孫のため、あるいは信仰のためにワクフとなした。モンゴルの侵入はこの傾向により拍車をかけた。厳しい收奪を受ける農民はいうまでもなく、地主層までもが遊牧集團の下で大きなプレッシャーを受け、土地所有權が彼らから官吏達の手に移る例も見受けられる。地主達は防衛策としてワクフを設定し、あるいはタルジヤ(طرحية)により、より有力な者の庇護下に入つた。このような土地所有の混亂とそれにとまらぬ農業収入の不安定さを解消すべく、ガザンは土地登記システムの秩序だてをはかつた。すなわち、三十

年をこえてインジュ地、ワクフ、相續した土地を持つ者に對して起こされる、土地所有に關する如何なる係争もまかりならぬと定め、それらの土地所有を確認、登記させたのである。一方地主よりも甚大な被害を被つていた農民たちには、その逃散をふせぎ勸農するために種粃と鋤牛が貸與され、その他農民からの收奪を防ぐ策が講じられた。これによりそれ以前に比べれば農民の状況は改善されたというが、同時に行われたイクタア授與により農民はそのイクタア地とそれを所有する權力に縛り附けられることとなつたとラムトン氏は指摘する。ついでおそらく最も重要な土地の存在形態のひとつであるワクフのあり方について氏はモンゴル以前と以後の特徴を述べる。まずセルジューク朝期、マドラサ、モスク、リバート、神殿等に慈善ワクフが設定された。この時期後代ほど私的ワクフの存在が傳えられないのは史料の問題なのか、あるいは實際の必要性の問題なのか決め難いという。ワクフ設定者についてはアミールや高級官僚、あるいは貴顯の婦人達があげられている。モンゴル侵入も、そこが荒らされない限りではワクフ地に大きな影響は與えなかつたとされる。ワクフ地からは税が免除され、ワクフを管轄するディーワーンも置かれていた。ただしそれが沒收されたりしてインジュに轉換されることもあつたようで、逆に半分でも確保するために残りの半分をすすんで君主に差し出す、という例も見える。ワクフ設定者としては君主（ガザンやオルジェイトウ）やワズィール等の高級官僚（ラシード・アッディーン等）はもちろんだが、同時期の土地所有者の不安定さを反映して、富裕な土地所有者達が政府の土地沒收の危険性を減じ、子孫に美田を残すためにワクフを設定する例も増える。それ以外にも慈善ワクフの設定によりウラマー層の支持が得

られるといった政治的判斷、あるいは純粹な信仰心もワクフ設定の動機として無視できないものがあつたと氏は述べている。

ついで第五章「農業と灌漑」では農業生産力そのものの變化を扱う。いうまでもなくペルシアの農業はひとえに水利にかかつていた。灌漑設備の充實は農業繁榮に缺くべからざるものであつたが、そのためには安定した政治權力の存在が必要であつた。セルジューク朝時代、統治論的諸著作にもあらわれる如く灌漑設備の充實は農業を發展させ、ひいては國の繁榮につながるとの認識があり、ダムやカナートの建設等、政府の側からも相應の努力がなされた。セルジューク朝分裂後も各後繼王朝は開發と勸農をすすめ、農業の状態は良好であつた。しかしモンゴル侵入はそれらの設備の多くを破壊した。特に都市經濟を支えていた都市周辺の農地が破壊と略奪を被り、そのうえ牧地として接收され農地自體が減少した。ラムトン氏はモンゴル侵入後ペルシアのむら、まちの數が減少したというペトルシエフスキー氏、オバン氏の説を紹介する。農地の牧地への轉化により衰退した農業を復興させるべくガザンは前記の土地改革を實施し、荒廢地の復興をすすめたりあるいは新品種の導入等も試みた。しかしそれらの改革も一時的な効果しかあげえず、オルジェイトウ、アブー・サイード時代には遊牧民による騒亂や徵稅業務における腐敗が顯著となり、農業復興は果たせなかつたと評價されている。このように土地所有の形態と農業生産力という國家のインフラ・ストラクチャーに關わる部分は、劇的ではないながらもモンゴル侵入を機に變化を経験し、それらはガザンの盡力にもかかわらずある意味で不可逆的な現象であつたと著者は考えているようである。

第六章「税務行政」も前二章と密接な関連を持つ。總體的にいつてセルジューク朝治下では地税（この時代はほぼ全てハラージュ）はミサーハ（測量）、ムカーサマあるいはムアーマラ（生産高）、ムカータアのいずれかで評價され、現物および現金で支拂われて主に地方官の給與やムクタアの經費にあてられた。徴税請負はそれほど一般的ではなかった。しかしモンゴル人はベルシアに、徴収が不定期でしかも人口によって課される新たな税金や賦役を持ち込んでできた。コプチュルと呼ばれる人頭税やカラーンと呼ばれる軍役等である。これらの税はそれ以前からあったベルシアの地租にとつてかわるものではなく、それと並存していたため、民はその兩方を拂う必要があった。しかし前言の如く耕作地と農業自體はモンゴルの侵入によつて打撃を受けていた。それゆえ支配者達はより狭い土地のより少ない民からより多くのものを徴収しようとし、民衆はいっそう苛酷な取立にあつたこととなつた。ところがそれでも政府の正貨不足は補えず、徴税官とそのシステムの整備不足もあつてモンゴル時代には徴税請負が一般化する。この時代の徴税請負の特徴としてラムトン氏は、請負人の必要經費が政府に納める總額から控除されたという點をあげる。しかしこの控除額の監査を巡つて多くの係争が起きたという。請負人になつたのは一般に商人、地主、地方官吏等その土地土地の人々であり、原則として彼らは税徴収業務に關して政府の干渉を受けなかつたが、しばしばモンゴル人のイルチヤムハッスィル（autajassil）によりその自由は制限されたと言ふ。請負人による中間搾取ももちろん存在し、農民からの收奪に一層拍車がかかるという傾向も見られた。財政難から政府が爲替を濫發したせいもあり農村部の荒廢はすすんだ。ガザンはこの點でもいくつかの改革を

うちだした。ビティクチを各地に送り均等なコプチュルをさだめ、勝手な爲替振出を禁じ、徴税請負についてもいくつかの規定を定めた。しかしラムトン氏はフアルス地方を例にとりこの改革が完全に成功をおさめたかどうかは判断が難しいとする。いづれにせよモンゴル人が持ち込んできた様々な賦課金や人頭税、頻發した食料の臨時調達、王族による税の勝手な取立て等が結局は多くの地域を中央政府の税務行政の手から離れさせ、農村部の荒廢を招いたとまとめられている。ここには同じ遊牧民出身でありながらいちいちやくベルシアの支配傳統を取り入れ、ベルシア・イスラーム的な帝國の王となつたセルジュークと、遊牧民のシステムの多くの面を保持したまま支配者であつたとし續けたモンゴルの違いの一面が如實にあらわれていると評者には思われる。少なくとも土地所有形態や農業生産力に生じたとされる變化はまさしく遊牧民が定住民の土地に入つてきて遊牧生活を送ろうとする場合に起こると豫想されるそれであるといえよう。尙、ガザン・ハンの税制改革についてもやはり本田實信氏の詳細な研究があるが、そこで本田氏は、ガザンの改革、特にイクタア制の施行により、軍隊、使者、驛遞の經費を賄うために徴収されていたコプチュル税の性格がそれ以前と異なるものとなつた、との重要な指摘をしている。またラムトン氏⁴がほとんど觸れられないところのないタムガ税についても本田氏の研究がある。本章に述べられる税制の諸特徴を理解するためにはそれらが併讀される必要があろう。

第七章から第十章までは社會構成に關する章である。ラムトン氏はナスィール・アッディーン・アットウースィーの社會の中の階

級、機能の四區分、「筆の人」「劍の人」「事柄にあたる人 (men of affairs/ahl-i-mu'amala)」「農夫」を紹介し、そのような階級的ヒエラルヒーが社會の實情をある程度反映したものと述べる。そしてそれに従つて、最初は「變化した要素」支配者層と「劍の人」と題して軍事的支配層の問題を扱う。支配家系としてのセルジューク家はイスラームを受容し、アッバース朝以來の統治傳統を吸収しながら、部族の長から帝國の君主へと變質していった。イクタアの授與等には征服地を一族で分割するという部族的傳統が反映されているが、支配權はセルジューク家にのみ屬すると考えられ、王位もセルジューク族の最年長者が繼承するという原則がすぐに崩れて世襲制になつていく。一方スルトン達の下にあったアミール層は、主にトルクマンからなる自由人アミールと解放されたあるいは解放されていないマムルークからなつていた。彼らは宮廷にあつて様々な職務についたり、あるいは地方總督やムクタアとして地方にあつたりした。セルジューク朝の王子にはその教育係、後見人としてアター・ベグと呼ばれる人物がつけられたが、一般にアター・ベグとなつたのはこれらアミール達であつた。ラムトン氏によればセルジューク朝後半期、増大するアミール達の勢力を抑えるため、スルトンはアター・ベグに任ずることで彼らの名目的臣従を得ようとしたと分析する。このようなアター・ベグ達は實質的には王子に代わつて地方を治める領主であり、彼らの間で異なる王子をかついだ勢力争いが激化していき、その過程でいくつかのアター・ベグ王朝が成立していく。ラムトン氏はこの間、「アミール」という言葉の意味自体にも變化が起つたと述べる。すなわち半獨立な地位をもつ有力アミールは「マリク」と呼ばれるようになり、「アミール」の方

は徐々に宗教關係者に與えられる稱號となつていき、それはイル・ハン國にも引き繼がれるものである。同じ遊牧民出身とはいへモンゴル人のシステムはセルジュークのそれとはかなり異なるものであつた。違ひの最も大きなものはペルシアのイル・ハンがカラコルム以東の大ハンの宗主權下にあつたということであらう。しかも彼らはムスリムでもなく、地方社會に入り込もうとしなかつた。彼らは自分達の統治を正當化してくれる存在としてのカリフなど必要としなかつた。イル・ハン國の王權はフラグ家に屬するものだったが、王位繼承に關しては王子、王女、有力アミールによる會議 (quriltai, kashash) により決められ、あるいは承認された。しかしこの狀況もガザンの改宗により激變する。もはやカラコルム以東との關係は絶たれ、イル・ハン國はペルシア・イスラーム的國家に衣替へする。しかし既にムスリムの支配者としての彼らの支配を正當化するカリフはおらず、彼らの頼るものは偏にその軍事力のみとなつた。このようにイスラーム化したイル・ハン國においてももしかしながらモンゴルの遊牧的傳統の幾つかは確かに息づいていた。君主達は季節移動を行い、まぎ狩を楽しみ、シャーマニズム的信仰を保ち續け魔術を信じていたと言う。社會の最上層を形成したのはノヤン (noyan) と呼ばれるモンゴル王子や有力アミール達、タルハーン達であつた。軍は十進法的構成を持ち、原則的には世襲の財として次の支配者に受け繼がれたが、この點はセルジューク朝時代にはない、イル・ハン國獨自の現象だとラムトン氏は指摘する。軍と軍人達は少なくともガザン以前は地方社會と何の縁もなく、それを單に收奪對象として見ていた。この點、軍人達がイクタアを介して地方社會とある程度結びついていたセルジューク朝時代とは異なる

とされる。ただ、有力アミールが軍事力を背景に王子をかつぎ争うという点では共通している。

第八章は「支配者層の中の女性達」と題されている。本書の書評論文を發表したロジャース氏はこの章を評して「極めて魅力的なテーマを根本的に扱ったもの」とい⁽³⁾う。實際これまであまり正面切つて扱われることのなかった分野である。まず婚姻の形態や政略結婚に關する一般的傾向が述べられる。セルジューク朝時代、複婚、いとこ同士の結婚、寡婦の再婚等は普通に認められる。セルジューク家の女性の婚姻は多くの場合政略的意味を持った。セルジューク一族内とのものやあるいはセルジューク朝に征服され臣屬したかつての支配者達との間でそのような婚姻が結ばれたが、とりわけカリフ家との婚姻は重要なものであった。カリフ家との婚姻を結ぶことによりセルジューク家自身の威信は増し、逆にセルジューク側からのカリフのコントロールもある程度可能になったと考えられる。このような傾向を指摘しながらラムトン氏は豊富な事例を引用する。ついでラムトン氏はそのようなセルジューク家の女性達による政治的活動、慈善活動の例を述べていく。もともとセルジューク家の女性はいかほどの政治的影響力を持っていたが、アター・ベグ制により王子の母親とアター・ベグが結婚するようになったことはその傾向を助長したという。モンゴルの征服は支配者層の女性の地位に變化をもたらしたとされる。征服された地の支配者の妻女は基本的に戦利品と見なされた。イル・ハンの妻は基本的にモンゴル部族の中から選ばれたが、征服された地方王朝の中には婚姻によりイル・ハンと結びついて生き延びたものもあった。イル・ハンの側にも地方に對するコントロールが強化されるとい⁽⁴⁾うメリットがあつた。この他に

も中國やキリスト敎國からも妻を迎えることがあつたという。一方モンゴル王女の場合は自身のオルドゥを持ち、戦利品の分け前に與り、政治的影響力も持ったとされる。イル・ハンの妻たちは夫の死後は夫の弟や母の違う息子と結婚することがあつた。もちろん全く別の男性と再婚することもあつたし、數人の子を持つときには寡婦で過ごしたりもしたらしい。この他女性達の地位、活動に關する細々としたことが述べられるが、やはりこの章で最も價值があるのはラムトン氏があげる豊富な事例であらう。セルジューク時代からモンゴル時代にかけての支配者層の女性達の經歷、活動の實例が様々な史料からここで明らかにされている。その意味では前掲のロジャース氏の評はあたつてい⁽⁵⁾うといえよう。

第九章は「繼續した要素―筆の人」である。對象は官僚と宗教關係者である。この兩者は、軍事的支配層が王朝交代とともに代わるのに比べ、變化の度合いがより少ないとされる。すなわち、劍でもつて王朝が建てられた後、新支配者は細々とした行政や宗教關係の施策については以前からの官吏、ウラマー達に託すより他に手段を持たなかつたのである。この點に關してはセルジューク朝もモンゴルも共通する。第一章において官僚層に關して述べたラムトン氏はこの章においては特にウラマーやサイイド、スーフィーについて詳しく述べている。ウラマーに代表される宗教關係者達はシャリーアの解釋者として、あるいは正統とは何か、その守護者とは誰かを定める者として、またハティーブやカーデーとして社會の中の様々なセクションと常に接觸を持っていた。彼ら自身も上は高位の法學者から下は村のアーリム(Alim)まで様々な階層に存在し、その活動も正統主義から神祕主義、哲學にまで及んだ。權力との関わり方も

様々で、官職を持つ者もいれば貧困の中で共同体に奉仕して過ごす者もいた。預言者の子孫たるサイイドは一般に人々の敬意を受け、政府から年金を支給されていたが、そのあり方は多種多様であった。スーフィー活動はセルジューク朝期から人々の廣範な支持を得始める。支配者の中にはそのバトロンとなる者もあった。モンゴルの征服はウラマーから、権力との関係において彼らが以前に持っていたような特權を奪い去った。しかし共同体の中では依然として彼らは様々な機能を果たす必要不可欠な存在であり續けた。ガゼンの改宗によりイスラームは再び他の宗教に對する優越を回復したが、ウラマーと権力の關係はそのまま舊に復したわけではないとラムトン氏は述べる。モンゴル侵入は多くのウラマーの命を奪い、圖書館等多くの知的財産が失われた。その結果イスラーム世界の知の中心としてのバグダード、ニシャプールのマドラサの時代はおわり、知的活動の中心地はカイロやダマスクスに移った。ペルシア、イラクの地では逆にケルマーンやシーラーズ等の地方都市がそのような活動の場となつていったという。一方この時代はスーフィー活動が極めて活潑化した時代でもあった。ルームのメウレヴィー教團、アルダビールのシャイフ・サフイーの教團、ホラーサーンのジュリーリ教團等の創設もこの時代のものであり、それらは改宗したモンゴル人たちの保護をうけたという。イル・ハン國領内各地にハーンカーフが建てられ、またガザンやラシードによる大規模な宗教施設群(Shah-i-Ghasan, Rab-i Rashidi)も建設された。スーフィズムの實踐が個人と神との合一を目指すものであるという意味においては、その活動はモンゴル侵入がもたらした厳しい現實と結びついていたとラムトン氏は分析する。なお、サイイド達はモンゴル時代も

かわることなく社會の中で特別な地位にあり續けたという。

最後の第十章は「事柄にあたる人(Men of Affairs)」と題されるが、要するに商工業従事者についてである。まず商人の狀況とその活動が述べられる。彼らは婚姻を通じてウラマー層と結びつき、また中にはワズイールに任じられる者もあった。彼らの活動は主に物品交易と金融で、一般の人のみならず政府にも金の用立てをした。そのような活動を通じて彼らの一部は権力と密接な關係を結んでいた。遠距離貿易のルートはセルジューク朝時代から徐々に從來のイラクからエジプト方面へシフトし始めていたが、もともと交易に多大な關心を持っていたモンゴル人がペルシアを征服すると、ペルシアと中央アジアの間の遠距離貿易が復活し、モンゴルの支配領域を横斷して地中海と極東を結ぶ商業すら行われるようになった。商人達はオルドクに集まって食料その他の物品を扱い、イル・ハンの首都や冬營地、夏營地は商業の一大中心となった。ただし道路自體の治安は良くなく、商人達は自衛のために大規模なキャラバンを形成するようになる。一方モンゴルの王子、王女、アミール達も交易や金融に投資し始め、彼らの後ろだてを得た商人は様々な面で他の一般の商人に對して特權を有したと言う。こうして國家財政が窮乏する反面で個人レヴェルでは資本蓄積がすすみ、そうやって貯えられた富は商人の手で政府への賄賂や獻上金として使われ、商人と政府の關係はより一層深まっていた。ここでラムトン氏が例として挙げる、ペルシア灣貿易で富を貯えた Jamāl al-Daula Malik al-Islām なる商人の活動は極めて興味深いものである。一方工人達の狀況と活動については史料が極めて乏しいようである。彼らはムフタスィブの監督のもとある種のゆるやかな共同作業形態を持っ

ていたであろうが、それはギルドのような經濟、社會、行政的機能を持つものではなかっただらうと述べられる。モンゴルの侵入は彼らの地位にもある種の變化をもたらした。征服時モンゴル人は多くの工人を捕らえてモンゴルの地へ送り、彼らは王家の工房で働かされた。ペルシアの地にも多くの工房がつくられ、工人たちがそこで働かされた。特に武器製造は重視され、工人たちの各グループ毎に監督が置かれ、ディーワーンから給料が拂われた。一方織物業もセルジューク時代からモンゴル時代を通じて盛んで、特に王家の高級布地へのニーズは高かったと言う。これら工人たちのほとんどは自由身分で、奴隸勞働はあったとしても少數であったとされている。

最後にエピソードとして著者自身のまとめがある。ラムトン氏は、以上述べてきた様々な側面における變化と繼續の検討はもちろん多くのローカルなヴァリエーションを持ち、一概に評價できるものではない、と前置きした上で次のように述べる。政治的變動は大なり小なりの斷層を生むものではあるが、セルジューク朝の成立はすでにあった帝國統治の方式を採用し現實に即した對應を示したという意味では小斷層であつた。一方既存のものを破壊し新たなシステムを強制したという點ではモンゴルの侵入は大斷層を引き起こした。しかしやがてカラコルム以東とのリンクが途切れイル・ハンがイスラームに改宗するとかつてのセルジューク朝時代のパターンが復活したが、それはイル・ハン國がペルシアの帝國となる上では避け難いことであつた。一言で言えば、モンゴルの侵入とモンゴル人による統治は初期には、同時代の人々にとって社會全體の變化をもたらすものに見えたが、結局は常に繰り返されてきた問題のヴァリ

エーションのひとつに過ぎなかったのだ、と。これに續けて各章についての簡單なまとめがある。

附録として語彙集、文獻解題、文獻表、セルジューク、モンゴル各王家の系圖、一一—一四世紀のペルシアの地圖五葉、索引が、のべ七四頁にわたつて附されている。いずれもこの時代の研究を志す者を利すること大であらう。

以上、長々とつたない内容紹介を續けてきたが、本書の内容と價値を十分傳へ得たとは思えない。歴史の研究をもし巨視的なそれと個別専門的なそれに分類することが許されるならば、本書はおそらく前者にあたるのであらう。ラムトン氏は既存の一次史料、二次史料を文字どおり驅使して社會の様々な側面の多種多様な要素のありさまを描き出した。その結果として從來一大變化をもたらしたと考えられてきたモンゴルの侵入も、實はそれまであるいはその後のペルシアにおいて何度も繰り返されてきた現象のヴァリエーションに過ぎない、すなわちセルジューク朝時代の社會のシステムはモンゴル侵入という一大事件によつてしばらくの間斷絶したもののガザン・ハンの時代には再びやや修正された姿で現れる、という見解が打ち出されているのである。この考えは一見單純なようだが、本書にももたれている極めて豊富な事例の検討に裏打ちされているだけに説得力がある。今後このテーマに關しては様々な形で検討がなされ、より一層研究が深められていくであらうが、我々後進に今後の方角を指示してくれるという意味でも本書の價値はいくら強調してもしすぎることはないであらう。ただすでに專者をものしているとはいえず、政治思想に關する章がなかったのは全體の構成上惜し

まれる。また記述が網羅的であるあまり論旨を追いかけていく箇所がいくつかあった。しかしそれらも本書の価値をいささかも殺ぐものではない。「偉大なる學者による素晴らしい本」⁽⁶⁾をまとめたものとした著者にあらためて最大の賛辭を送りたい。

最後に妄言ともいえる感想を一つ書き添えることをお許し願いたい。本書のタイトルは「繼續と變化」であり、本書中でも様々な要素の變化、あるいは繼續が検討されているわけだが、「變化」にもそのスピードや方向（可逆的か不可逆的か）、度合いにより様々な種類があり、「繼續」についても同様にそうなのではないか。非常に長いタイム・スパンをとった場合、變化と見えていたものが實は繼續するものであったり、あるいはその逆であったりする場合もあるのではないか。また官僚制度や法制といった部分に生じる變化や繼續と、土地所有形態や農業生産力、商品經濟といったいわばインフラ・ストラクチャーに生じるそれらは質的に同じものとして捉えられるのだろうか。あるいはどれくらい變わったら「變化」と呼び、どれくらい同じなら「繼續」と呼ばばよいのか。本書を読みながら評者の頭の中にこのような漠然とした疑問が徐々に形づくられていった。もちろんこれがそう簡単には答がでない疑問であることは百も承知であるし、この問いは著者ラムトン氏に對して發せられるものではない。これからそれに答えていかなければならないのは我々なのである。

註

- (1) 佐藤次高『中世イスラム國家とアラブ社會』山川出版社一九八六、八頁。
- (2) 本田實信『イルカン國におけるIQTA制について』『北海道大學文學部紀要』第七號、一九五九。
尚、本田氏の研究は最近『モンゴル時代史研究』として一書にまとめられ東大出版會から出版された。本書を理解するためにも必讀の書である。同論文は「フラグ・ウルスのイクター制」というタイトルで再録されている。
- (3) 本田實信『ガザン・カンの税制改革』『北海道大學文學部紀要』第二〇號、一九六一（「ガザン・ハンの税制改革」として『モンゴル時代史研究』に再録）。
- (4) 本田實信「タムガ（TAMGA）税に就いて」『和田博士古稀記念東洋史論叢』講談社一九六一（「タムガ税」として『モンゴル時代史研究』に再録）。
- (5) J. M. Rogers, "A New View of Medieval Persian History", *JRAS*, 1989, p. 119.
- (6) *Ibid.*, p. 121.

Columbia Lectures on Iranian Studies 2,
State University of New York Press,
1988, xiii + 425pp.